

## 部活動指導員制度を指導者養成の立場から考える ～部活動指導員という資格はどうあるべきか～

中屋 晋\*

### はじめに

#### 1 節 オーストラリアで見た日本スポーツ

筆者は、2003年3月よりオーストラリア、シドニー郊外にあるマッコリー大学<sup>(1)</sup>においてテニスコーチに従事した経験がある。オーストラリアに渡る以前は、18年間都立高校に勤務をしていた。いわゆるスポーツ大国オーストラリアでのテニスコーチとして活動の経験は、スポーツ指導者のあり方を考える大きなきっかけになった。

例えば2004年、現地のテレビで観戦したアテネオリンピックにおいて、獲得したメダル総数について、37個を獲得した日本に対して、オーストラリアはそれを大きく上回る49個獲得していた<sup>(2)</sup>。筆者は、この結果を知り、このパフォーマンスの差は、オーストラリアの人口2,028万人<sup>(3)</sup>が日本の人口の約6分の1であることや、現地で実感した長時間練習の習慣がないことなどを考えると、どうやら競技人口や練習時間という量的な要素よりも、国としてのスポーツ行政の取り組みに重要な要因があるのではないかと考え始めた。

また、日本では、2001年に国立スポーツ科学センターの設立がなされたが、オーストラリアでは、その20年前にスポーツを科学で捉える施設として国立スポーツ研究所の存在があり、取り組みの差は明らかに見えた。

#### 2 節 日本のスポーツ指導者養成制度の課題

帰国後、筆者は日本でテニスコーチ業を開始し、そのなかで外部指導員として、いくつかの学校の部活動の指導に携わった。そして、教員時代の経験、海外での経験、帰国後のコーチの経験、特に帰国後、プロ選手、トップジュニアの指導に関わることもあり、そのなかで日本のスポーツ指導者の育成体制がどの様に機能しているかを検証することになった。

そこで、筆者が注目をしたのが、日本国内における部活動指導者やスポーツ指導者養成を含めた選手育成における組織的な取り組みである。本稿では、日本の指導者養成を含めたスポーツ活動における資格制度やその組織的な取り組みについて、部活指導員検定を主催した一般社団法人日本部活指導研究協会の代表理事としての取り組みも踏まえ、現状、問題点、展望、改善策を述べていく。

なお、部活動指導には運動部活動と文化部活動に対する指導があるが、ここでは主に運動部活動に関わるスポーツ指導者の資格制度と養成制度について述べていく。

#### 1 章 資格と指導者養成の関係

スポーツ指導者の資格については、先行研究として、以下の3つを取り上げ、本章において資格と指導者養成の関係について把

\* 日本部活指導研究協会代表理事

握した。

- (1) 公益財団法人日本体育協会「指導者育成 50 年のあゆみ」(2015 年)  
 (「公益財団法人日本体育協会」は、2018 年 4 月より「公益財団法人日本スポーツ協会」に名称を変更している。以下、「日本体育協会」と表記する)
- (2) 石黒えみ「日本体育協会公認スポーツ指導者制度の今後の展望：資格更新の局面に関する横断的研究」(2013 年)
- (3) 阿形健司「労働政策研究所報告 No.121-1～我が国における職業に関する資格分析～」(2010 年)

## 1 節 資格とは

資格とは、広辞苑においては、「身分や地位、立場。また、そのために必要とされる条件」と定義されている。例えば、各教育委員会から委嘱を受ける現行制度下の「部活動指導員」<sup>(4)</sup>はどうか。文部科学省の定義では、非常勤職員という身分であり、上述の定義からすると資格と捉えることが出来る。

資格の分類については詳しくは後述するが、この「部活動指導員」は、資格分類のなかでは特殊な「任用資格」という部類に属している。「任用資格」とは、阿形<sup>(5)</sup>は「公務員として採用された後、特定職務に任用される時に必要とされる資格。任用されてはじめてその資格を名乗ることができる。職務についた後に「後づけ」でとることも多い。」(例：社会福祉主事、食品衛生監視員、学校図書館司書教諭等)と定義している。

この点で「部活動指導員」という資格は、一般的なスポーツ指導者の資格とは大きく性格が異なる資格と言える。スポーツ指導者の養成制度を考えた場合、併せてどのように資格と関連を持たせ、より効果的に指導者の資

質向上に繋げていくかを目的とし、今日まで、文部科学省や日本体育協会をはじめ各種団体はその目的のために指導者養成制度に取り組んできた経緯がある。

まず、ここで、そもそも日本国内において資格そのものが、どの様な役割を持ち、どの様に社会的に機能しているかを整理する。

資格の社会的な機能、有効性について、労働政策研究所報告では、「一定の職務の遂行に必要な知識・技能等の能力を国等の第三者が、特定の名称を与えて社会的に公証し、その知識・技能を行使する特定の職業行為が社会的に円滑に行われる」<sup>(6)</sup>としている。

また、職業行為における資格の効用には次の様な解釈がある。「企業や組織にとっての効用は、「出口」としての資格の効用と「入口」としての資格の効用の 2 通りの現れ方が存在する。」<sup>(6)</sup>つまり、「出口」としての効用とは、スポーツ指導者で言えば、指導者としてのトレーニングや教育を受けた後に、その知識・技能の質の向上の度合いが確認できることであり、「入口」としての効用とは、指導者として任用するに当たり知識・技能レベルや人物の適性等について公平性を保ちながら合理的に評価審査できることである。

現状の「部活動指導員」という資格については、その組織における育成と選抜という異なる局面で、資格の効果が発揮されているとは言い難い。例えば、出口としての効用が考えられる育成の局面は、一定レベルの効果測定をする必要がある。しかし、実際に資格保有者の研修や講習後にその内容が理解されて、その後実践可能であるかの予測のために、更に、その後のより効果的な研修や講習を企画するために、筆記試験、インタビュー、レポートなどで評価するシステムを構築すべきであるが、現段階では、「部活動指導員」という資格には、適用されていない。

また、入口としての効用が考えられる選抜の局面についても、具体的な選抜の基準にな

る公平性が保証された審査が必要なのだが、実際は学校長が適格と認める者について各教育委員会が推薦を受け承認するかたちであり、やはり、資格としての「入口」の効用が選抜という局面において発揮されているとは

言い難い状況である。

## 2節 資格の分類

日本国内の資格について認定者と職業上の機能を軸に分類すると以下の表1になる。

表1

認定主体 資格の機能		誰が認定するか		
		国家資格	公的資格	民間資格
職業上どのような機能をもっているか	1 特定業務を独占 「業務独占資格」*	医師、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、自動車運転免許等		アクチュアリー** 外務員（金融取引） ***
	2 特定業務・作業に 配置義務 「必置資格」*	危険物取扱者、衛生管理者、公害防止管理者等		鉄道工事管理者 ****
	3 能力公証・名称独占 「名称独占等資格」*	技術士、技能士、中小企業診断士、介護福祉士	（英検、漢検、秘書検定等があったが民間資格に移行）	簿記検定、TOEIC等 他に元公的資格の英検、漢検、秘書検定等

[総務庁調査（2000年）の区分に準じ、民間関連を追加]

(注)

- \* 総務庁調査（2000年）における国家資格・公的資格（二重線部）に関する分類名称。
- \*\* 厚生年金保険法・保険業法に基づき厚生労働大臣が指定し業務独占的な権限を付与されている年金数理人・保険経理人の必須中核要件とされている。（民間資格）
- \*\*\* 金融取引法に基づき金融商品取引を行う外務員の必須資格（民間資格）
- \*\*\*\* 鉄道事業法令に基づき旧国鉄に由来するJR各社の鉄道工事に共通の必置資格。私鉄にも同様の資格がみられる。

出典：2010年労働政策研究所報告 No.121-1「我が国における職業に関する資格分析」<sup>(5)</sup>

表 2

①国家資格	法令や条例にもとづいて国や自治体を実施・認定する資格。	
	国の認定資格	例) 医師、弁護士、税理士
	自治体の認定資格	例) ふぐ調理師、長野県技能評価認定制度
②公的資格	国の基準に基づいて民間事業認定制度により公益法人等が実施し国が認定する資格。規制改革により 2005 年までに原則として廃止され、民間資格（一部は国家資格）に移行した。	
	例) 文部科学省の技能審査廃止 (21 種) : 日商簿記検定、英検、漢検、販売士、色彩検定他	
③民間資格	公益法人等の各種団体や民間企業等が実施・認定する資格。	
	例) 日商簿記検定、英検、マイクロソフトオフィスエキスパート (MOS) 他	

出典：労働政策研究所報告 No.121<sup>(5)</sup>

表 3

①業務独占資格	その資格を持っていなければ業務を行えない。
②必置資格	業務を行ううえで資格保有者の配置が義務付けられている。
③名称独占資格	資格を保有している者のみがその名称を用いることができる。

※阿形健司「我が国における職業に関する資格分析」(2010年)をもとに作成

日本国内の資格は、資格認定者によって表 2 の 3 つに分類されている。

日本国内の資格の機能については、表 3 のように分類できる。

資格については、以上の様に分類される。資格認定者による分類のなかで、「公的資格」について、一般的に関係省庁の「後援」をもって「公的資格」と誤認されるケースが多いが、実は 2005 年に国の基準に基づいた民間技能審査事業認定制度の廃止により、事実上の公的資格は存在しない。つまり、「後援」という名称の利用を許可されているに過ぎず、法的な裏付けも資格認定について国としての関りも確認できないのである。巷で見かける「公的資格」の表示は、ある程度の公共性は認められるが、「公的資格」ではない。

この民間技能審査事業認定制度の廃止は、当時のバブル崩壊後の経済低迷を背景とした

政治情勢のなかにおいて、行政改革、規制緩和の政策の一環で、公的資格を民間資格に変える大きな流れを作った。そして、このことは、スポーツ指導者養成に対する政策に大きな影響を与えることになる。

### 3 節 スポーツ指導者資格制度の変遷

日本のスポーツ指導者養成の制度の歴史は、スポーツ指導者の資格制度の歴史と密接に関係している。まずは 1960 年「東京オリンピック選手強化対策本部」の設置から旧態依然とした経験主義のスポーツ指導者への意識改革は始まったと言える。

当時はスポーツ指導者資格の名称は「スポーツトレーナー」とされ、競技団体が推薦した者と講習会を受講した者へ与えられた。この資格のもとに行われた指導者の養成の主な目的は、スポーツを科学で捉えるというこ

とであった。既に50年前から科学的視点に基づいた指導法への移行は謳われていたのである。

その後、1977年に日本体育協会公認スポーツ指導者制度が制定され、日本のスポーツ指導者資格制度が本格的にスタートを切ると同時に、スポーツ指導者の養成制度も、指導者の種類、役割を明確にするなど組織的な取り組みが積極化した。その中で各都道府県においてスポーツ指導者の登録が日本体育協会の認定というかたちで推し進められた。

そして、1987年には国の民間技能審査事業認定制度のもとで資格の試験事務を民間団体に委託する方針が打ち出され、各省庁が定める基準に基づいた資格認定事業が公益法人を中心に増加し、そのなかでも日本体育協会公認スポーツ指導者は文部大臣の認定資格として登録者数を増やすことになる。

しかし、先述した様に長期景気低迷を背景とした政治情勢のなか行政改革、規制緩和の政策が打ち出されるなか、総務庁の「規制行政に関する調査結果に基づく勧告—資格制度等—」（2000年）において資格審査事務の在り方の見直し・適正化等の勧告が各省庁に向けてなされ、その結果、2005年に民間技能審査事業認定制度そのものが廃止されることになった。

公認スポーツ指導者資格を取り巻く環境は、この民間技能審査事業認定制度の廃止が重要な契機となる。そして、これ以降、公認スポーツ指導者資格は、国または文部科学省はその認定に一切関連を持たず、法的な裏付けのない資格、つまり、「民間資格」との位置付けになるのである。

ここまで日本のスポーツ指導者養成制度の変遷を追ってきたが、1つ注目すべき点として、学校教育の運動部活動の指導者との関連を示す記述が、日本体育協会「指導者育成50年のあゆみ」（2015年）のなかにはほぼ見当たらない点がある。唯一、「指導者育成事

業推進プラン2013」<sup>(7)</sup>において日本中学校体育連盟と全国高等学校体育連盟に対する働きかけによる国民体育大会監督の資格保有義務付けを謳っている箇所が、部活動との関連を示す記述になる。

日本国内のスポーツ施設の60.6%（2015年）<sup>(8)</sup>は学校が保有する施設であり、在籍する生徒、中学生の65.2%、高校生の41.9%（2017年）<sup>(9)</sup>が運動部活動に所属している。これらの数字を踏まえると、本来、スポーツ指導者養成制度は、運動部活動の顧問を務める多くの学校の教員にこそ必要な制度であり、教育行政を巻き込む施策がなされるべきだったのではないかと。現状では、運動部活動の指導者養成や研修については、全国高等学校体育連盟と日本中学校体育連盟の各種目の専門部がその役割を担っているが、参加についての義務付けは難しい状況が続いている。

2018年の日本中学校体育連盟の本部訪問によるインタビュー<sup>(10)</sup>でも、大会運営の事務作業が手一杯で指導者養成の研修会に力を入れることが出来ないとのことであった。

なぜ教育行政を巻き込む施策がなされて来なかったのか、この点について次章で考察する。

## 2章 スポーツ指導者の資格保有の現状

### 1節 部活動の指導者の資格保有率

運動部活動の顧問をされている教員の資格保有率は、2014年の日本体育協会の調査によると中学校で8.3%、高校で17.4%である。<sup>(11)</sup>「顧問」の事実上の役割が、辞書的な意味合いで行われているのであれば、資格の保有の必要性はないが、これも2014年の日本体育協会の調査<sup>(11)</sup>によると「実技指導もしている」と回答した運動部顧問は、中学校75.7%、高校65.8%で、多くの教員が技術指導まで担当している実態がある。

言うまでもなくスポーツ指導者としてト



レーニングを受けていない指導者が、日常的にスポーツの指導に携わることは、様々な面で非常に問題がある。担当種目の科学的指導法に対する知見はもちろんだが、救急対応、安全管理、スポーツ障害への対応等を経験則でカバーすることは、指導効果が望めないだけでなく、大きな事故を引き起こす原因になる。さらには、生徒の不信感を招く原因にもなると考えられる。

以上の現状を考えると、部活動指導の現場にある体罰、暴言、パワハラ、しごき等の行為は、部活動指導者への意識に対する働きかけなど研修体制の整備が行き届いていないことに起因しているとも考えられる。

更に、教科指導の授業時間と部活動の活動時間について長沼<sup>(12)</sup>はスポーツ庁の調査<sup>(13)</sup>を通して比較している。それによると中学校1年生・2年生の国語・社会・数学・理科・外国語の5教科の週当たりの授業時間合計は、900分であった。それに対して運動部活動の週当たりの活動時間合計の平均は、男子で約935分、女子で約949分であった。

つまり、上記5教科の合計授業時間数より、部活動の合計活動時間数の方が多くという比較結果が示されたのだ。やはり、この結果については違和感を禁じ得ない。なぜなら、教科指導については、教員免許の取得が義務付けられ、当然、その取得のために大学において専門課程と教職課程を経て修得している。一方、部活動については、専門外であっても特に指導のための資格の必要性も問われていない。このことは、生徒の学校生活での部活動の占める割合と、その活動に対する指導者養成制度のあるべき体制とのアンバランスな状態が見て取れる実状と言えるだろう。

また、日本体育協会の資格認定事業及び指導者養成事業の開設当初より長期に渡り、先述のスポーツ指導者の資格付与について、その対象として学校教育における運動部活動の

指導者を積極的に取り上げて来なかったことは、この実状と関係があるのではないだろうか。

## 2節 研修や資格取得を義務化

部活動について、その活動は生徒の自主的、自発的活動であり、部活動の設置の主体と運営主体は、国、文部科学省ではないと言えるが、部活動の指導者の育成や管理についてはどうだろうか。法的な規制もなく、資格の認可についても、「民間資格」という位置づけで、国が認定には関与しない立場で良いかは疑問である。

現時点では、「国家資格」とならずとも少なくとも「公的資格」という位置づけのスポーツ指導者を部活動に配置することは必要ではないだろうか。日本におけるスポーツの社会的貢献度、影響度を考えても、部活動の教育的意義や存在価値を考えても、いずれにしても現状の無資格の指導者が多い状況は改善する必要があることは間違いない。

とは言え、部活動を指導をしている教員に指導者としての資格保有を義務付けることは、制度的には現実的ではない。教員の部活動指導の実情は、自発的活動への自発的勤務による業務であり、行政の監督下に正式に位置付けること自体が馴染まない業務で、その業務に対して研修や資格取得を義務付けることは難しい状況である。

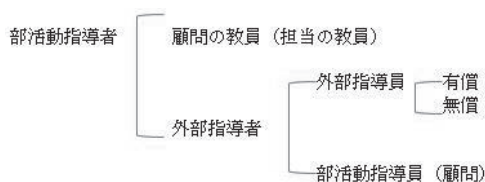
従って、質の高い部活動指導者の養成は必要だが、現行の学習指導要領と労務規定の元で、部活動指導をしている教員に対する研修や資格取得の義務化が難しいという背景があり、日本体育協会の資格認定事業及び指導者養成事業においても、部活動指導者について日本体育協会公認スポーツ指導者の積極的な普及が施されてこなかったと推測される。

### 3章 部活動指導員制度の課題

#### 1節 働き方改革の一環で部活動指導員が配置

「部活動の適正化」と「教員の働き方改革」の一環で、2017年4月学校教育法規則改正により「部活動指導員」が制度化され、2018年3月にスポーツ庁、12月に文化庁が、それぞれ部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを示した。現在、それに沿って、「部活動指導員」を配置する動きが各自治体主導で進んでいる。ここで、部活動指導者を以下の表4のように整理する。

表4



出典：一般社団法人日本部活指導研究協会、「部活動指導・運営ハンドブック」<sup>(14)</sup>

部活動指導者を大きく分けると教員と外部指導者になるが、教員の負担を減らすために外部指導者の存在があり、そして、さらに教員の業務を代行できる立場の「部活動指導員」の存在がある。

この「部活動指導員」という非常勤職員による指導体制が定着し始めているが、この体制を進展させ、部活動制度改革を次の段階に運ぶためには、今後、この資格のもとに発生する人材確保の問題、人件費確保の問題、研修確保の問題を解決する方策を打ち立てる必要がある。

#### 2節 人材確保の問題

この「部活動指導員」の人材確保の問題については、多くの自治体で人材を集めること

に苦勞をしている。実際に任用されているのは、退職者などの元教員、非常勤講師、学生が中心である。2019年の世田谷区教育委員会の訪問によるインタビュー<sup>(15)</sup>では、特に学生については、任用の半数以上を占めているとのことであった。しかし、学生については、学校教育の一端を担うだけの責任能力を満たされているのか不安視する向きもある。

やはり、「部活動指導員」の任用に当たっては、責任能力の評価について、公平性、客観性を保ちながら、経歴・実績等も踏まえ、出来るだけ正確な基準に基づいて行われなければならない。なぜなら、保護者の全面的な信頼を得て、児童生徒の教育について付託を受けている学校組織の一員になることが前提になるからに他ならない。現状において、この点について適切な人材確保が行われているのか考えてみる。

平成29年3月の「部活動指導員」の配置についての文部科学省からの各自治体への通達<sup>(16)</sup>では、「3、部活動指導員の任用 指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。」文部科学省からの「部活動指導員」の任用についての基準はここまでで、詳細は各自治体で定めるものとされている。

「部活動指導員」の職務上、ある一定以上の基準は押さえておきたいところだが、どの自治体も採用の基準は、校長の承認の比重が大きく、任用の基準が校長の主観に偏る可能性が高いため、客観性を保つことは難しいのではという意見もある。やはり、国の政策で最低限の任用の基準になる資格や実績を具体的に示す必要がある。

また、登用までの手続きについても、2018年横浜市教育委員会の訪問で得たインタビュー<sup>(17)</sup>によると、例えば、「部活動指導員」の登用までの主なルートは次の3つになる。

①学校関係者からのロコミ、②民間団体や各自治体の人材バンク、③自治体による公募。①は、実際は②と③のきっかけになり、人材バンクへの登録や公募への手続きに繋がるので、全体の割合として①のルートが多いと言える。

本来であればある一定の指導者としてのトレーニングを経た指導者を任用すべきなのだが、現実問題として基準のハードルが高過ぎると人材確保が、一層難しくなるという事情もある。大切なことは、部活動指導するうえで、有能な人材を探すルートと有能な人材が応募するルートを全国的な規模で制度設計することである。

### 3節 人件費確保の問題

実は、この人件費確保の問題は、「部活動指導員」だけでなく同様に部活動指導をしている教員を含めた部活動指導者全体で考える必要があると考えている。同じ時間帯で同様に部活動指導をしている「部活動指導員」は、指導料が発生し、片や教員については勤務時間外の部活動指導業務に該当する手当てが規定されていない点を鑑みると、ここに労働対価に関する不公正な関係性が認められる。

例えば、教員の場合、課外活動という位置づけの部活動が、勤務時間外まであり、いわゆる「超勤4項目」<sup>(18)</sup>以外の教員の自発的勤務のなかで指導されている現状がある。この現状を考えると、制度として勤務時間の問題と、特に勤務手当ての問題は出口の見えない大きな問題に直面することになる。従って教員の給与体系から部活動指導に関する手当ては、切り離して考えざるを得ないのである。

部活動指導の実情は、自発的活動への自発的勤務による指導と言える。つまり、ある意味自然発生的な業務であり、行政の監督下に正式に位置付けること自体が馴染まないのではないか。もちろん、制度としてインセンティブな勤務手当てを設定することも難しい。

このような点に公務員の給与体系のなかに部活動を位置付けることの難しさがある。従って、公務員の場合、兼業届を提出したうえで、別の職務として、例えば「部活動指導員」として手当てが支給されるかたちも考えられる。

### 4節 研修確保の問題

やはり、「部活動指導員」の任用に当たっては、責任能力の評価について、公平性、客観性を保ちながら、経歴・実績等も踏まえ、出来るだけ正確な基準に基づいて行われなければならない。なぜなら、学校組織の一員になることが前提であるからである。

従って、本来であればある一定の指導者としてのトレーニングを経た指導者を任用すべきだが、現実問題として基準のハードルが高過ぎると人材確保が、一層難しくなってしまう一面もある。

人材確保が難しいからと言っても、学校教育への理解が不十分な指導者は不資格であり、当然、一定の理解を得るための研修は必要なのだが、その実施状況には自治体によって大きなバラつきがある。

文部科学省の通達のなかでは、「部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。」<sup>(16)</sup>とされているが、自治体の研修のための予算は、国からの補助金経費の対象になっておらず、各自治体に任されている比重は大きいと言える。これも研修の実施状況のバラつきの一因であろう。

昨今、問題とされている部活動中の体罰、セクハラ、パワハラ等の事例の発生は、今後、学校教育への理解の不十分な指導者の任用が増えることで、より一層発生件数が増加することは容易に予見出来る。身分保障を含めた研修制度を確立する必要がある。



## 4章 部活動指導員という資格のあり方

### 1節 「部活動指導員」の職務と職務遂行のための資格

2017年の国の各教育委員会への通知<sup>(16)</sup>において、「部活動指導員」に対して部活動に係る職務について以下の項目が示された。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識
- ・技能の指導
- ・学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営(会計管理等)
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の対応

これらの職務遂行に当たっては、担当教員との情報共有などの連携を図るものとされているものの、「部活動指導員」のみを顧問として命じることも可能にしていることから、かなりの割合で「部活動指導員」がそれぞれの職務について相当程度の判断を担うことが認められている。

教育現場において、これだけ広範囲に渡る職務遂行を担っている「部活動指導員」という資格について、選抜の局面、あるいは育成という局面において、十分な対応、対策がなされていると言えるのだろうか。

事実上、教科指導以上に時間を割き、無くしてはならない存在として重要な役割を担っている部活動について、教員免許という資格を有する教員と同等に職務遂行の資格を与えることの問題が、今後、このままでは、体罰、暴言、差別、パワハラ等の問題として各所で現れることが懸念される。

従って、学校現場において問題が起きる前に、出来るだけ早くに部活動指導員制度につ

いては、先述の人材確保、人件費確保、研修確保の問題を解決する方策を一刻も早く打ち立てる必要性を強く感じる。

### 2節 部活動指導員の資格制度の今後

2005年の民間技能審査事業認定制度の廃止以降、国または各省庁が法令に基づいて認定した国家資格と、いわゆる公的資格といわれる資格の規定についての曖昧さが、職業行為における資格の社会的役割と有効性を議論した場合に、実態にそぐわない等の問題になる事態が少なからず起きている。例えば、教員免許について、業務独占資格でありながら、文部科学省は国家資格とは認めていない<sup>(19)</sup>。であるならば、教員免許は民間資格なのかと言えば、そうとも言えない極めて公共性の高い資格という認識が実態であり、現実なのである。

今後、「部活動指導員」という資格についても、同様な議論がなされるのではないかと。つまり、文部科学省は、4年計画で中学校1校あたり3人程度の「部活動指導員」を計画的に配置するとしている<sup>(20)</sup>。ここまで、平成29年672人、平成30年2205人、令和元年4161人<sup>(21)</sup>と増加傾向にはある。しかし、今後、部活動指導が学校と地域の協力体制のもとに実施されるようになった場合、「部活動指導員」という資格を持つ指導者が、外部指導者だけでなく教員も含めここまでの現状を遥かに越える大量な資格認定がなされ、指導現場に配置されることも予想される。

つまり、「部活動指導員」という資格について、試験制度、更新制度を含め根本的な制度的見直しが迫られる事態がもう間近にきていると考えるべきだろう。そして、国家資格として認められていない教員免許の様な扱いではなく、法令に基づいた文部科学省の認定資格として、「部活動指導員」という資格を整備し、実態に則した部活動制度にすべきだと考える。

民間団体の取り組みとして、筆者が代表を務める一般社団法人日本部活指導研究協会<sup>(21)</sup>は、2020年3月に「部活指導員検定試験」(以下、「部活動指導員検定」と表記)を実施したが、実施の目的には先にあげた3つの問題のうち人材確保、研修確保の問題について、1つの資格制度を提案したかたちである。

「部活動指導員検定」の狙いの柱は2本である。

- (1) 指導員の能力・知識の審査認定をすること→検定試験
- (2) 指導員の能力・知識の維持向上を図る→更新研修

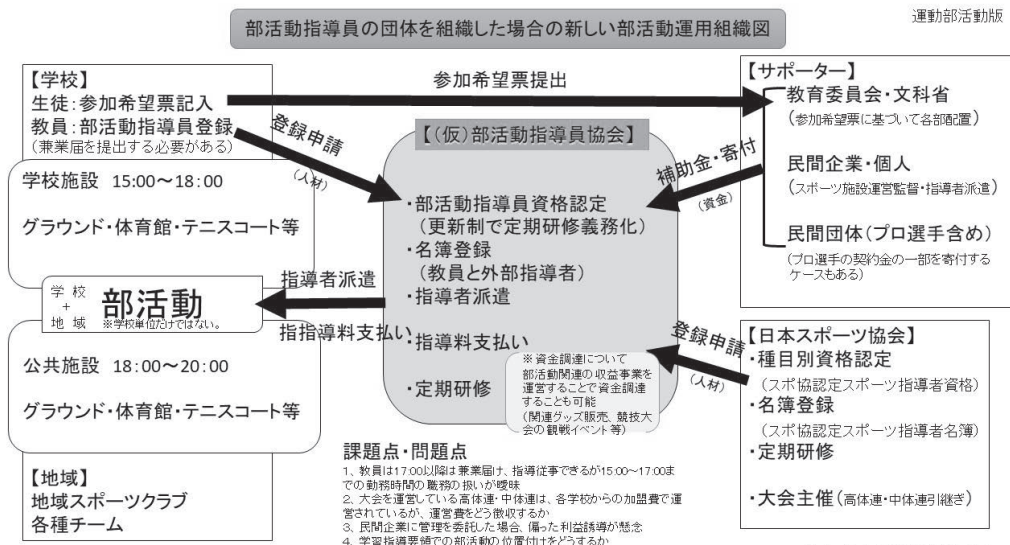
この2本の柱のもとに行われる民間資格制度になる。この「部活動指導員検定」の実施、資格認定によって、人材確保のための名簿を各教育委員会と共有することも可能であ

る。更に学校教育への理解を問う試験を実施することで、学校教育の一環で行われる部活動とは何かという新たな認識を促す機会として利用出来るものである。

今後、段階的に部活動制度改革が進み、部活動のあり方が変化するなかで、仮に部活動指導を希望する教員が兼業届を提出し、「部活動指導員」として部活動指導に従事するかたちが全国的な展開をみせた場合、行政とは別組織の公益団体として、全国高等学校体育連盟や日本中学校体育連盟と並ぶ「部活動指導員」を統括的に管理する団体を将来的には設置することも考えられる。

その場合のモデルプランとして一般社団法人日本部活指導研究協会が協会内の研究材料として作成した組織図プランを以下(表5)に紹介する。先述の人材確保、人件費確保、研修確保の問題についての改善についても視野に入れたプランになる。

表 5



## 特徴

- 1、部活動指導員を管理運営する新団体を組織する。
- 2、生徒は、参加希望票を各学校を通じて教育委員会に提出する。その後教育委員会は各校に部活動を配置する。
- 3、教員は、部活動指導を希望する者が兼業届を提出し、部活動指導員として新団体に登録する。
- 4、新団体の財源は、国、地方公共団体からの助成金又は収益事業、また、民間団体、プロ選手、個人からの寄付等をあてる。
- 5、新団体は、部活動指導員の派遣と指導料の支払いを担当する。
- 6、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者と民間指導者を部活動指導員として新団体に登録する。
- 7、新団体は資格認定・研修について運営管理をする。
- 8、活動施設は、学校施設と公共施設を部活動と地域スポーツクラブと共有する。

## おわりに

「部活動指導員」という資格が、部活動の中でどのような役割を果たしていくのか。ここまで述べてきたように資格としての効果は、指導者の選抜、育成の局面で様々な効果を期待できる。また、この資格を持つ指導者を組織化した場合、部活動制度を支える重要な組織になり得ると考える。

部活動は、自主的自発的に行う活動という定義が基本にあり、言い換えると学校内に自然発生的におきる活動である。これを行政の監督下において、管理運営することとは別の発想も必要ではないか。

つまり、部活動は、地域の祭などの行事と

同様に命令されて行う活動ではない。この場合、行政は援助する、支援する立場に立つことが、むしろ適切な関係になるのではないだろうか。

4章で提示したモデルプランは、「部活動指導員」を組織化した場合の新団体を想定して、行政がその新団体を通じて部活動を支援するという関係の一例を示した。

## 注

- (1) Macquarie University, Marsfield NSW 2122 Australia
- (2) 公益財団法人日本オリンピック協会発表、2004年
- (3) 労働政策研究・研修機構「基礎情報；オーストラリア(2004年)」、2004年
- (4) スポーツ庁、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」P3、部活動指導員、2018年
- (5) 労働政策研究所報告 No.121-1、「我が国における職業に関する資格分析」P54、2010年
- (6) 阿形健司、「職業資格の効用をどうとらえるか」、2010年
- (7) 公益財団法人日本体育協会「指導者育成事業推進プラン2013」、2013年
- (8) 文部科学省、「平成27年度体育・スポーツ施設現況調査結果の概要」、2015年
- (9) スポーツ庁、「運動部活動の現状について」、2017年
- (10) 2018年9月20日日本中学校体育連盟本部を訪問
- (11) 日本体育協会、「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」、2014年
- (12) 長沼豊、「部活動の不思議を語り合おう」P23、2017年
- (13) スポーツ庁、「全国体力・運動の能力、運動習慣等調査」、2016年
- (14) (一社)日本部活指導研究協会、「部活動指導員運用・ハンドブック」、2020年
- (15) 2019年10月13日世田谷区教育委員会訪問
- (16) 文部科学省、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」、2017年
- (17) 2018年12月14日横浜市教育委員会訪問

- (18) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」、2004年
- (19) 萩生田光一文部科学大臣は6月8日の講演、2020年
- (20) 文部科学省、「部活動指導員配置促進事業」、2018年
- (21) 朝日新聞、「2月22日記事：部活動改革のいま」、2020年